

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成28年2月19日（平成28年（行情）諮問第163号）

答申日：平成28年10月24日（平成28年度（行情）答申第470号）

事件名：特定の行政文書の作成に参与した特定職員の出勤簿等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙1に掲げる文書（以下、併せて「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙2に掲げる文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした各決定については、本件対象文書を特定したことは妥当であるが、異議申立人が開示すべきとする部分を開示すべきである。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく本件請求文書の開示請求に対し、厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が平成27年11月10日付け厚生労働省発人1110第2号、同月11日付け厚生労働省発人第6号並びに同月12日付け厚生労働省発総第3号及び第4号で行った各一部開示決定（以下、併せて「原処分」という。）の取消しを求める。

2 異議申立ての理由

（1）異議申立書

本件で法5条1号を適用して不開示にしてはならない、また、法では、開示請求者の求める文書を開示しなければならない。

（2）意見書

ア 本件は、以下の理由により出勤簿の氏名及び異議申立人の求める行政文書は開示されなければならない。

イ 出勤簿の氏名についてであるが、処分庁は、過去の開示決定において氏名を開示している。処分庁の特定職員Xの出勤簿を提出する。（添付は省略する。）当該出勤簿の氏名は開示されている。

ウ 本件で処分庁に確認したところ、本件対象文書の公務員等は、全て、正規の公務員等である。

異議申立人は、自らの住所地を管轄する職業安定所の職員に聞き取り調査を行った結果、当該職員は、公務員でも正規と非正規の公務

員がおり、行政文書の開示請求においては、正規の公務員の氏名は、全て開示するが、非正規の公務員は不開示である旨の聞き取り調査を行った。

そこで、本件で処分庁に対して聞き取り調査を行った結果、本件開示請求における対象者は全て正規の公務員であるとのことである。

正規の公務員である以上、憲法16条の権利行使をする際に、氏名と任命権者の氏名（役職）は、手続上必要なことから、開示しなくてはならない。

エ 諮問庁は、異議申立人の過去の開示請求について言及し、過去の開示請求を不開示理由にしているが、そのようなことは、法においては、認められない。

オ 処分庁は、異議申立人に対して、異議申立人が求める行政文書の特定を行っていない。法では、開示請求者の求める行政文書の開示を行うのが大原則である。

カ 諮問庁に対して、以下の求回答を行う。

①なぜ、特定職員Xの氏名は全て開示されているのか。

②他の国民が本件と全く同一開示請求を行った場合も、本件と道央の理由で不開示にするのか。

キ 前項の回答は諮問庁はできないはずである。

なぜならば、本件での不開示理由は、異議申立人に対してのみ、通用するが、異議申立人以外の国民に対しては通用しないからである。

法においては、国民が同じ行政文書の開示請求を行った場合、誰がやっても同じ行政文書の開示を行わなければならないという大原則がある。

しかしながら、本件で諮問庁等は、異議申立人が公務員等に不利益なことをするから開示しないと、差別行政を行っているに過ぎない。

このような職員は国民の負託者としての職務はさせられないのは当然のことである。

少なくとも、諮問庁等の労働行政が無茶苦茶だから、開示請求を行っているにも関わらず、それを不開示理由にするとは言語道断である。

本件理由説明で、公務員等の権利、権利と主張しているが、国民の権利等どうでも良いというのが本件理由説明書を作成した公務員等の考えである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件異議申立ての経緯

(1) 本件異議申立人である開示請求者は、以下アないしエのとおり、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、開示請求を行った。

ア 平成27年10月4日付け、別紙行政文書（添付は省略する。）の
決裁を行った特定職員（以下「特定職員A」という。）の出勤簿及び
部署名が分かる行政文書一切に係る開示請求

イ 同月11日付け、別紙、特定文書（添付は省略する。）に記載され
ている特定姓の職員の①出勤簿、②部署、役職、任命権者が分かる行
政文書に係る開示請求（注：①、②は諮問庁において便宜的に振った
数字である。）

ウ 同月11日付け、別紙補正書（添付は省略する。）に関与した公務
員の出勤簿及び部署・役職がわかる文書に係る開示請求

エ 同月25日付け、別紙開示請求手数料の追納依頼について（補正依
頼）（添付は省略する。以下「補正依頼書」という。）の作成に関与
した公務員等の出勤簿に係る開示請求

(2) 処分庁において、上記アの別紙行政文書を確認したところ、当該文書
は、平成27年7月24日に決裁された特定事案に係る決裁文書（以下
「特定決裁書」という。）の一部であり、印影は、当該特定決裁書の備
考欄に押印されていたことから、印影に係る特定職員Aは、当該特定決
裁書に係る決裁者ではないことが判明したため、平成27年10月8日
付けで異議申立人に補正を求めたところ、平成27年10月11日付け
で「別紙特定決裁書の備考欄に押印してある印影に係る特定職員Aの出
勤簿及び部署名が分かる文書一切」に補正する旨の申出があった。

(3) また、上記イの開示請求においては、2件の開示請求が行われている
ところ、開示請求手数料については1件分しか納付されていなかったこ
とから、平成27年10月21日付けで開示請求手数料の追納を求めた
ところ、異議申立人から開示請求手数料の追納が行われた。

(4) 上記(2)及び(3)により補正された(1)アないしエの開示請求
に対して、処分庁が、以下アないしエにより一部開示決定（原処分）を
行ったところ、異議申立人は、その一部を不服として、平成27年11
月19日付けで異議申立て（不第59号ないし第62号）を提起したも
のである。

ア 平成27年11月10日付け厚生労働省発人1110第2号

イ 同月11日付け厚生労働省発人1111第6号

ウ 同月12日付け厚生労働省発総第3号

エ 同月12日付け厚生労働省発総第4号

2 諮問庁としての考え方

本件異議申立てに関し、部分開示とした原処分は妥当であり、本件異議
申立ては棄却すべきものとする。

3 理由

(1) 本件対象文書の特定について

処分庁においては、１（２）及び（３）により補正された開示請求を踏まえ、以下アないしエを本件対象文書として特定した。

ア 別紙特定決裁書の備考欄に押印された印影に係る特定職員Ａの「平成２７年の出勤簿」及び当該特定職員Ａが特定決裁書に押印した平成２７年７月時点での所属部署に係る情報が記載されている「人事記録」

イ 別紙特定文書が作成された平成２７年９月時点での当該特定職員（以下「特定職員Ｂ」という。）の所属部署及び役職、発令者に係る情報が記載されている「人事記録」

ウ 当該特定補正書の作成に関わった大臣官房総務課情報公開文書室（以下「情報公開文書室」という。）の職員２名（以下「特定職員Ｃ又はＤ」という。）の「平成２７年出勤簿」及び平成２７年１０月１日付けで行われた人事異動に合わせて情報公開文書室で作成した「厚生労働省情報公開文書室開示請求書受付等窓口担当（平成２７年１０月１日現在）」

エ 特定補正依頼書の作成に関わった情報公開文書室の職員２名の「平成２７年出勤簿」（なお、特定補正依頼書の作成に関わった情報公開文書室の職員２名は、上記ウの職員２名と同じ者であるため、当該出勤簿は上記ウで特定したものと同一のものである。）

（２）本件対象文書について

異議申立人は、上記（１）アに関して特定職員Ａの氏名及び部署名の不開示部分、上記（１）イに関して特定職員Ｂの氏名及び部署、役職、任命権者の不開示部分、上記（１）ウ及びエに関して特定職員Ｃ又はＤの氏名の不開示部分以外の不開示部分については異議を申し立てていないことから、原処分を維持することとし、以下、説明の記載を省略する。

ア 出勤簿

出勤簿は、職員の人事管理のため、その勤務状況を把握する目的で作成される行政文書であり、①氏名、②月日ごとの押印、③月日ごとの出張・研修表記、④月日ごとの休暇・欠勤等表記に係る情報が記録され、さらに、⑤④の小計及び合計、⑥摘要の各項目が設けられている。

原処分においては、①の名部分及び④を法５条１号に該当するものとして不開示としている。

イ 人事記録

人事記録は、職員の人事に関する一切の事項を記録するため、国家公務員法１９条に基づき作成される行政文書であり、人事管理のために必要な情報として、氏名、本籍、性別、生年月日、学歴、試験・資格、研修の名称と期間、表彰及び公務災害に関する事項等が記載されているほか、勤務記録事項として採用からの勤務経歴や給

与に関する記録等，当該特定職員に関する詳細な経歴等の情報が記載されている。

原処分においては，人事記録の様式部分及びあらかじめ判明していた特定職員の姓部分を除き，法5条1号に該当するものとして不開示としている。

(3) 不開示情報該当性について

出勤簿及び人事記録は，全体として個人に関する情報であって，氏名等により特定の個人を識別することができる法5条1号の不開示情報に該当する。

ア 上記(2)ア出勤簿の名部分について

出勤簿に記載される職員の氏名については，平成17年8月3日付け情報公開に関する連絡会議申合せ「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」(以下「申合せ」という。)により，法5条1号ただし書きイに該当する慣行として公にされている情報として，開示すべきとされている(平成13年度(行情)答申第31号，第32号)。

一方で，申合せにおいては，「～職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名については，特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き，公にするものとする。」とされている。

異議申立人は，以前より行政文書開示請求及び行政文書開示決定等に係る不服申立てを行っているが，これまで，開示請求に対して，職員が補正の求めを行うと，異議申立人は補正書に「当方が考えている対象文書と違った場合，関係者を刑事告訴する」，「求回答を行わず決定を行った場合，担当者を刑事告訴する」，「必ずこいつは刑務所にブチ込む」，「これを隠避する公務員も共犯として刑事告訴する」などと，合理的な理由なく，明らかに職員に対する脅しとも言える不当な圧力を与える記載をするという行為を繰り返し行ってきたところである。

また開示決定等を行うと，異議申立人は，当該開示請求に係る補正や開示決定等の決裁に携わった職員らの出勤簿や所属部署，役職，経歴，発令者など(以下「出勤簿等」という。)の開示請求を行い，さらに，当該処分に係る不服申立ての諮問を行えば，また当該諮問に係る決裁に携わった職員らの出勤簿等の開示請求を行うという行為を繰り返し行っている。

こうした状況において，特定職員A，C及びDの名を公にした場合，異議申立人は，既に判明している姓の情報と合わせて，当該特定職員らを個人として特定することが可能となり，その結果，当該特定職員らは，個人的に，職務上許容すべき範囲を超える不当な干渉を

受ける、あるいは抑圧を受けるといった権利利益の侵害を受けるおそれが高い。

これは、まさに申合せの「②氏名を公にすることにより、個人の権利利益を害することとなるような場合」であり、「特段の支障の生ずるおそれ」に該当する。

また、当該特定職員A、C及びDは、慣行として氏名等が公にされる幹部公務員にも該当せず、当該職員らの名については、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているとする事情も認められない。

よって、特定職員A、C及びDの名については、法5条1号ただし書きイには該当せず、同号ただし書きロに該当する特段の事情も認められない。

イ 上記(2)人事記録の名部分及び勤務記録事項のうち特定職員Aの平成27年7月時点の所属部署又は特定職員Bの平成27年9月時点での所属部署及び役職、発令者(以下「所属部署等」という。)に係る情報について

人事記録に記載された情報は、職務の遂行に係る情報ではないので、申合せは適用されない。

当該特定職員A及びBは、慣行として氏名等が公にされる幹部公務員には該当せず、当該職員らの名及び特定職員Aの平成27年7月時点の所属部署又は特定職員Bの平成27年9月時点での所属部署等に係る情報については、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているとする事情も認められないことから、法5条1号ただし書きイに該当しない。

人事記録に記載されている情報については、具体的な職務遂行の内容に係る情報とは認められないため、当該特定職員A及びBの名及び特定職員Aの平成27年7月時点の所属部署又は特定職員Bの平成27年9月時点での所属部署等に係る情報については、法5条1号ただし書きハにも該当せず、同号ただし書きロに該当する特段の事情も認められない(平成22年度(行情)答申第519号)。

さらに、上記アのとおり、異議申立人は、厚生労働省職員に対し、不当な圧力を与える意思を明確に示しているところであるが、当該特定職員A及びBの名、特定職員Aの平成27年7月時点の所属部署名又は特定職員Bの平成27年9月時点での所属部署等を公にした場合、既に判明している姓の情報と合わせて、当該特定職員らを個人として特定しうることとなり、その結果、当該特定職員らは、職務上許容すべき範囲を超える不当な干渉を受ける、あるいは抑圧を受けるといった権利利益の侵害を受けるおそれが高いことから、

これを部分開示することはできない。

また、当該特定職員Aについては、別紙特定決裁書の決裁者ではないが、適正な文書取扱体制の確保の観点から、当該特定決裁書に確認のための押印を行ったものであり、上記アのとおり、厚生労働省職員に対し、不当な圧力を与える意思を明確に示す者に、当該特定職員Aの平成27年7月時点の所属部署名を公にすると、当該部署における当該特定職員Aの職務遂行が阻害されるおそれがあり、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条6号柱書きにも該当する。

(4) 異議申立人の主張について

ア 異議申立人は、不第59号の異議申立書において、「出勤簿の氏名及び部署名がわかる文書を開示せよ。」などと主張しているが、特定職員Aの出勤簿の名部分及び人事記録の名部分及び平成27年7月時点の所属部署に係る情報の不開示情報該当性については、上記(3)アのとおりであるため、異議申立人の主張は失当である。

イ 異議申立人は、不第60号異議申立書において、「部署・役職・任命権者が分かる文書を開示せよ。」などと主張しているが、特定職員Bの人事記録の名部分及び平成27年9月時点の所属部署等に係る情報の不開示情報該当性については、上記(3)イのとおりであるため、異議申立人の主張は失当である。

なお、異議申立人は、不第60号異議申立書において、「出勤簿の氏名を開示せよ。」とも主張しているが、本件異議申立てに係る処分は平成27年11月11日付けの厚生労働省発人1111第6号による開示決定であり、これは、異議申立人が異議申立書に当該開示決定通知書の写しを添付してきていることから明らかである。

よって、出勤簿については、本件異議申立ての対象とはならないものである。

ウ 異議申立人は、不第61号異議申立書において、「出勤簿の氏名を開示せよ。」と主張し、不第62号異議申立書において、「出勤簿の氏名及び部署・役職等がわかる文書を開示せよ。」と主張しているが、特定職員C又はDの出勤簿の名部分の不開示情報該当性については、上記(3)アのとおりであるため、異議申立人の主張は失当である。

また、異議申立人は、厚生労働省発総第4号による原処分に係る開示請求において、『別紙補正依頼書の作成に関与した公務員等の「出勤簿」』と明確に記載していることから、出勤簿の開示を求めていることは明らかであり、さらに出勤簿に記載される情報は上記(2)アのとおりで、職員の部署・役職は元々記録されるものではないため、異議申立人の主張は失当である。

4 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件異議申立ては棄却すべきと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|------------------------------------|
| ① | 平成28年2月19日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年3月2日 | 審議 |
| ④ | 同年5月23日 | 異議申立人から意見書を收受 |
| ⑤ | 同年9月15日 | 委員の交代に伴う所要の手続の実施、
本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ | 同年10月20日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものである。

処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部について、法5条1号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、異議申立人は、異議申立書において原処分における不開示部分の一部を開示すべきであると主張し、さらに、意見書において、処分庁は異議申立人の求める行政文書の特定を行っていないと主張している。

諮問庁は、原処分は妥当であるとしているので、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、本件請求文書に該当する文書として本件対象文書を特定したことの妥当性及び本件対象文書の不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 本件請求文書の開示請求に対して、原処分では、特定職員Aの出勤簿及び人事記録、特定職員Bの出勤簿及び人事記録、特定職員Cの出勤簿及び特定職員Dの出勤簿並びに「厚生労働省情報公開文書室開示請求書受付等窓口担当（平成27年10月1日現在）」が本件対象文書として特定されている。
- (2) 処分庁が特定した本件対象文書のうち、特定職員Aの出勤簿については、異議申立人は、開示請求書に特定職員Aの出勤簿の開示を求めると記載しており、これを特定したことは妥当であると認められる。また、特定職員C及び特定職員Dの出勤簿並びに「厚生労働省情報公開文書室開示請求書受付等窓口担当（平成27年10月1日現在）」は、「別紙、補正書に關与した公務員の出勤簿（部署・役職が分かる文書含む。）」との開示請求の対象文書としてそれぞれ特定されたものであると認められる。そうすると、特定職員Aの出勤簿、特定職員C及び特定職員Dの

出勤簿並びに「厚生労働省情報公開文書室開示請求書受付等窓口担当（平成27年10月1日現在）」については、本件対象文書として特定したことは妥当であると認められる。

- (3) 本件対象文書のその余である特定職員A及び特定職員Bの人事記録を特定したことの妥当性について検討する。

これらの文書は、「特定職員Aの部署名が分かる行政文書」及び「特定職員Bの部署・役職・任命権者が分かる行政文書」の開示請求に対し、処分庁が原処分において特定した文書である。

これらの文書の特定の経緯について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、以下のとおりであった。

異議申立人は、特定職員Aについては部署名が分かる行政文書の開示を求めているところ、特定職員Aの部署名が記載されている文書は人事記録のみであったので、これを特定した。特定職員Bについても同様である。

上記の諮問庁の説明について検討する。本件対象文書を見分したところ、特定職員Aの人事記録には、特定職員Aの部署に係る情報が記載されており、特定職員Bの人事記録には、特定職員Bの部署・役職及び任命権者に係る情報が記載されていると認められる。そうすると、特定職員Aの人事記録及び特定職員Bの人事記録はそれぞれ、異議申立人が開示を求める情報が記載されていると認められるので、これらの文書を特定したことは妥当である。

3 不開示情報該当性について

本件対象文書は、特定職員の出勤簿及び人事記録である。出勤簿及び人事記録には、特定職員の氏名の記載が認められるところ、それぞれ職員ごとに、全体として法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。同号ただし書該当性について、以下、検討する。

(1) 出勤簿の不開示部分について

異議申立人は、特定職員A、特定職員C及び特定職員Dの名の部分の開示を求めている。

当該部分には、職務遂行に係る情報が記載されていると認められる。申合せによれば、職務遂行に係る情報に含まれる公務員の氏名については、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、公にするものとされている。特段の支障の生ずるおそれのある場合とは、氏名を公にすることにより、法5条2号から6号までに掲げる不開示情報を公にすることとなる場合又は個人の権利利益を害することとなるような場合とされている。

この点について、諮問庁は、異議申立人が開示請求書等に記載した内容を理由として、当該部分を公にすると当該特定職員らが、個人的に、職務上許容すべき範囲を超えて不当な干渉を受ける、あるいは抑圧を受けるといった権利利益の侵害を受けるおそれが高いことから、申合せにいう特段の支障の生ずるおそれがあると説明する。

しかしながら、当審査会において異議申立人が本件諮問事件に係る開示請求書等に記載した文言の内容を検討したところ、仮に当該部分を公にしたとしても、当該特定職員らが、個人的に、職務上許容すべき範囲を超えて不当な干渉を受ける、あるいは抑圧を受けるといった権利利益の侵害を受けるおそれが高いとの諮問庁の説明を是認することは困難であり、申合せにいう特段の支障が生ずる蓋然性が高いとまではいえない。

このため、当該部分は、申合せにより法5条1号ただし書イに規定する法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当すると認められる。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当せず開示すべきである。

(2) 人事記録の不開示部分について

異議申立人は、特定職員A及び特定職員Bの人事記録のうち、特定職員A及び特定職員Bの名の部分、特定職員Aの勤務記録事項のうち、平成27年7月時点の所属部署並びに特定職員Bの記録事項のうち、平成27年9月時点の所属部署及び役職、発令者（所属部署等）について開示を求めている。

ア 特定職員A及び特定職員Bの名の部分について

人事記録は、人事に関する一切の事項について記録するために作成される行政文書であるので、職務遂行に係る情報が記載された文書に該当しないと認められることから、当該部分については、申合せは適用されない。

特定職員A及び特定職員Bの氏名が独立行政法人国立印刷局編「職員録」（以下「職員録」という。）に掲載されているか否かにつき、当審査会事務局職員をして確認させたところ、平成28年版職員録に特定職員A及び特定職員Bの氏名が掲載されていることを確認した。

そうすると、特定職員A及び特定職員Bの名については、上記職員録に掲載されている限りにおいて慣行により公にされており、法5条1号ただし書イに該当するものと認められる。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当せず、開示すべきである。

イ 特定職員Aの部署名及び特定職員Bの所属部署等について

上記のとおり、特定職員 A 及び特定職員 B は職員録に氏名及び職名が記載されている。

そうすると、特定職員 A の部署名並びに特定職員 B の所属部署等は、法 5 条 1 号ただし書イに該当すると認められる。

したがって、当該部分は、法 5 条 1 号に該当せず、開示すべきである。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は異議申立書に特定職員 B の出勤簿の氏名及び部署・役職・任命権者が分かる文書を開示せよと記載しているところ、本件異議申立ての対象文書に特定職員 B の出勤簿が含まれていないことについて検討する。

諮問庁は、別紙 1 の当該職員に係る開示請求を受けて、出勤簿及び人事記録について別個に開示決定を行ったところ、異議申立人は、人事記録の不開示情報該当性についてのみ異議申立てを行っており、特定職員 B の出勤簿については、本件異議申立ての対象とならないと上記第 3 の 3 (4) イのとおり説明する。

諮問庁より、特定職員 B の出勤簿に係る開示決定通知書の提示を受けて当審査会において確認したところ、当該開示決定通知書は、異議申立人が異議申立書に記載し、かつ、写しを添付している開示決定通知書とは異なるものであった。そうすると、特定職員 B に係る異議申立ての内容は、諮問庁の説明のとおりであると認められ、特定職員 B の出勤簿については、本件異議申立ての対象とはならないとすることは妥当である。

5 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法 5 条 1 号に該当するとして不開示とした各決定については、本件対象文書を特定したことは妥当であるが、不開示とされた部分のうち、異議申立人が開示すべきとする部分は、同号に該当せず、開示すべきであると判断した。

(第 3 部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別紙 1

- ・別紙，行政文書の決裁を行った特定職員 A（印影者）の出勤簿及び部署名が分かる行政文書一切。
- ・別紙，記載されている特定職員 B の出勤簿（特定職員 B の部署・役職・任命権者が分かる行政文書含む）
- ・別紙，補正書に関与した公務員全員の出勤簿（部署・役職が分かる文書含む）
- ・別紙，開示請求手数料の追納依頼について（補正依頼）の作成に関与した公務員等の出勤簿

別紙 2

- ・ 特定職員 A の出勤簿及び人事記録
- ・ 特定職員 B の出勤簿及び人事記録
- ・ 特定職員 C 及び特定職員 D の出勤簿
- ・ 「厚生労働省情報公開文書室開示請求書受付等窓口担当（平成 27 年 10 月 1 日現在）」